

○釧路市下水道条例 (抜粋)

平成17年10月11日

釧路市条例第287号

(使用料の算定方法等)

第15条 使用料は、使用者が毎月排除した汚水の量に応じ、別表第1により算定した額とする。

2 前項の場合において、使用料算定の基準となる月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときの基本使用料は、使用日数に応じ日割りにより算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 使用者が処理区域内において排除する汚水（水洗便所から排除される汚水を除く。）の生物化学的酸素要求量又は浮遊物質量が、汚水1リットルにつき200ミリグラムを超え、かつ、1か月に排除する汚水の量が500立方メートルを超えた場合は、当該生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量に係るそれぞれの水質につき、それぞれ別表第2により算定した額を第1項の使用料に加算する。

4 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。ただし、第4号から第6号までの規定は、阿寒湖温泉地区において排除した汚水の量を算定する場合に限り、適用する。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合その他水道の使用水量によることが困難な場合は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定する。

(4) 第2号に規定する水道水以外の水を使用した場合のうち、温泉水の汚水の排除量は、温泉供給者との契約給湯量に基づき1か月に換算した量を認定する。

(5) 前号の規定により認定した温泉水の汚水の排除量が、実際の温泉水の汚水の排除量

と著しく異なると認められるときは、管理者は、その実態を調査し、当該水量を決定する。

(6) 水道水を使用する者が、当該水道水を汚水として公共下水道に排除しない部分等であるとして水量測定器具を設置した場合における汚水の量の算定は、次のとおりとする。

ア 水量測定器具を設置した箇所が、汚水として公共下水道に排除されないと管理者が認めたものに係る当該水量測定器具で測定された箇所の水量は、第1号の規定による水道の使用水量から除くものとする。

イ 水量測定器具を設置した箇所が、温泉水に加えて使用する水量であるときは、当該測定器具で測定された箇所の水量は、第1号の規定による水道の使用水量から除き、第4号の規定による温泉水の汚水の排除量に加算するものとする。

5 第3項の汚水の排除を開始しようとする者は、使用料の算定上、あらかじめ当該汚水の水質及び量を管理者に届け出なければならない。

6 前項の届出に係る汚水の水質若しくは量を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

7 管理者は、前2項の届出により汚水の水質を認定する。ただし、管理者は、必要と認めるときは、使用汚水の水質を測定し、その測定結果に基づき当該汚水の水質を認定することができる。

(資料の提出)

第16条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

第25条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。